

《商品概要説明書》

令和4年4月1日現在

商品名	そうしんリフォームプラン
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当するお客さま <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務される方 ・申込時年齢が満18歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・保証会社の保証が得られる方
お使いみち	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>（1）リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可 ※ 「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 <p>（2）申込人が（1）を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金</p> <p>（3）申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3か月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ （1）または（2）と合わせた申込みに限ります。 <p>（4）リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（（1）と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p>（5）空き家解体費用</p> <p>空き家解体費用の取扱いも可能です。詳しくは窓口にてお問い合わせください。</p>
お借入金額	1万円以上1,000万円以内
お借入期間	3か月以上15年以内
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（当金庫長期プライムレート連動） ※ お借入期間中の金利の変動について 当金庫の定める当金庫長期プライムレートを基準金利として、毎月所定の日に見直しを行い、基準金利の変更に伴って変動するものとします。変動後の借入利率は、基準利率変更日の翌月1日以降、最初に到来する約定返済日の翌日から新利率を適用します。 ・利息は後取り方式にて計算し、ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※ お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。 ※ 現在のお借入金利は、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス併用（お借入金額の50%以内）もご利用いただけます。
担保・保証人	不要です。（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証をいたします。）

保証料	お借入金利に含みます。
遅延損害金	ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1年365日とする日割り計算)
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。 ・次のいずれかに該当するものは保証対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業、または申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子 (2) 建物に抵当権・差押等の各種（仮）登記があるもの <ul style="list-style-type: none"> 対象建物に抵当権等の設定がある場合、抵当権者の了承および抹消への協力を得ていること等を確認させていただきます。 ※ 次のものは各種（仮）登記から除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 ・原則団体信用生命保険の付与が条件となります。 ・対象物件が店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居住部分のかかるものであれば、取扱いが可能です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） ・資金用途確認書類（写）（見積書、注文書、請求書等） ・対象となる建物の全部事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 申込日時点で発行日から3か月以内のもの ・年収確認書類（申込金額が100万円を超える場合） ・振込依頼書（写） ※ 原則支払先への振込が条件となります。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 支払済資金の場合は領収書、通帳等 ・通帳、ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） <ul style="list-style-type: none"> ※ その他の必要書類や諸条件等については、窓口にお問い合わせください。